備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十二年八月三日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年八月三日

国土交通大臣　前原　誠司

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
北海道	幕別地区	大正、糠内	帯広市、更別村、幕別町
	八雲上の湯地区	濁川	八雲町
	八雲熊石地区	遊楽部岳、相沼	八雲町
	奈井江地区	砂川	奈井江町
	栗山地区	夕張	栗山町
	占冠地区	日高	占冠村、むかわ町
	足寄地区	芽登温泉、陸別	足寄町
	標茶地区	弟子屈、鶴居、標茶	標茶町
滋賀県	高島地区	彦根西部	高島市
兵庫県	姫路地区	山崎	姫路市
	豊岡地区	香住、城崎、村岡、出石	豊岡市
	赤穂地区	播州赤穂	赤穂市
	養父地区	村岡、出石、大屋市場、但馬竹田	養父市
	朝来地区	大屋市場、但馬竹田、生野	朝来市
	淡路地区	洲本	淡路市
	たつの地区	姫路	たつの市
	多可地区	生野、北条	多可町
	神河地区	生野	神河町
	香美地区	村岡	香美町
	新温泉地区	浜坂、香住	新温泉町
奈良県	奈良地区	桜井	奈良市
	五條地区	山上ヶ岳	五條市
和歌山県	九度山地区	高野山	九度山町、高野町
	湯浅地区	海南	湯浅町
	広川地区	海南、御坊、川原河	広川町
	有田川地区	動木、伯母子岳	有田川町
	印南地区	御坊、川原河、田辺	印南町
	印南川又地区	川原河	印南町
	日高川地区	川原河	日高川町
	日高川皆瀬地区	川原河	日高川町
	白浜地区	周参見	白浜町
	白浜富田地区	周参見	白浜町
	すさみ地区	周参見、江住	すさみ町
	串本地区	串本	串本町
鳥取県	岩美地区	浜坂	岩美町
	若桜地区	若桜、坂根	若桜町
島根県	浜田地区	益田、木都賀	浜田市、益田市
	浜田弥栄地区	木都賀	浜田市
	出雲地区	石見大田、木次	出雲市
	大田地区	温泉津	大田市
	安来地区	松江	安来市
岡山県	新見地区	哲部	新見市
	新見大佐地区	勝山	新見市
	新見神郷地区	上石見	新見市
	新見哲西地区	新見	新見市
	真庭地区	奥津	真庭市
広島県	府中地区	上下	府中市
	庄原地区	上下	庄原市
	庄原西城地区	庄原	庄原市
	神石高原地区	上下	神石高原町
山口県	宇部地区	小郡	宇部市
	山口地区	長門峡、防府	山口市
	山口小郡地区	小郡	山口市
	阿東地区	徳佐中	山口市
	萩地区	萩	萩市
	長門地区	仙崎、西市	長門市
	長門日置地区	仙崎	長門市
	美祢地区	厚狭	美祢市